



## (2) 東日本大震災への対応

### ① 災害廃棄物の処理



- ❑ 東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法(平成23年法律第99号)に基づき、災害廃棄物の処理に関する基本的な方針等を定め、被災した自治体の災害廃棄物処理について進捗管理を実施。
- ❑ 同法に基づき、岩手県及び宮城県からは広域処理の要請を受け、全国の自治体等に対して、両県内にて処理しきれないものを対象に、広域的協力を要請。
- ❑ 福島県の4市町(新地町、相馬市、南相馬市、広野町)から可燃物の処理について代行処理の要請を受け、国が処理を進めている。



## (2) 東日本大震災への対応



### ② 放射性物質に汚染された廃棄物の処理

- ❑ 福島県内の国直轄で処理を進める汚染廃棄物対策地域では、平成25年12月の対策地域内廃棄物処理計画の見直しにおいて、帰還の妨げとなる廃棄物の仮置場への搬入完了目標を市町村毎に設定した。帰還の妨げとなる廃棄物の仮置場への搬入を優先し、準備ができたところから、順次搬入を進めていく。また、これらの廃棄物の処理のため、仮設焼却施設の整備も進めていく。
- ❑ 福島県内の指定廃棄物については、10万ベクレル/kg以下のものは既存の管理型処分場であるフクシマエコテック、10万ベクレル/kg超のものは中間貯蔵施設に搬入する計画。また、下水汚泥や農林業系廃棄物などの指定廃棄物については、保管が長期化すると、腐敗や臭気などのおそれがあることから、性状を安定させ、保管スペースを確保する観点から、焼却等の減容化事業を行う。
- ❑ 福島県外の指定廃棄物については、指定廃棄物が多量に発生し、一時保管がひっ迫している5県(宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県)においては、国がそれぞれの県内に集約して、必要な処理施設を確保する方針。平成25年2月に、自治体との意見交換を重視するなど、処理施設の候補地の選定プロセスを大幅に見直す方針を公表。有識者会議を開催して、処理施設の安全性や候補地の選定手法等に関する議論を行うほか、上記5県において市町村長会議を開催し、指定廃棄物の処理に向けた共通理解の醸成を図り、処理施設の整備を着実に進めていく。

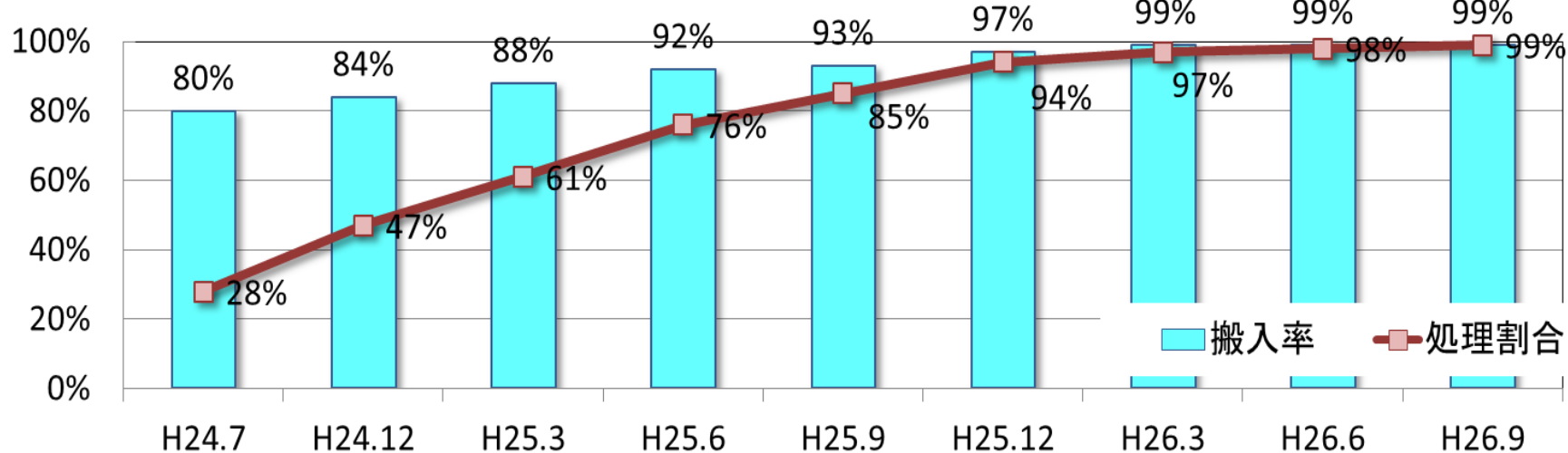


# 災害廃棄物等処理の進捗状況

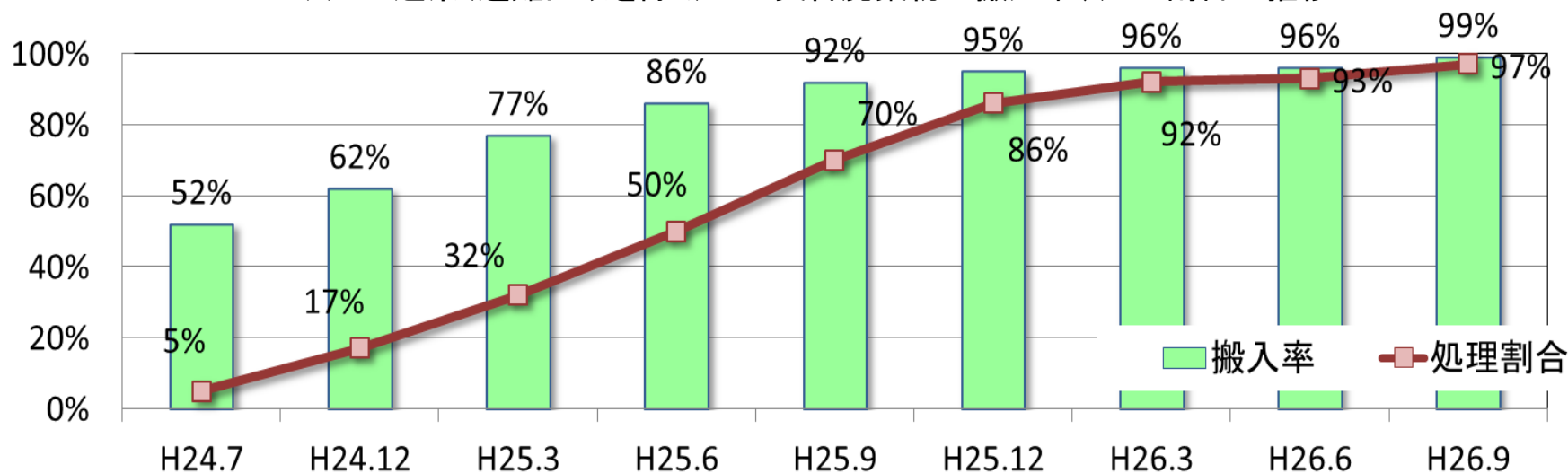


- 避難区域を除く13道県239市町村において災害廃棄物約2千万トン、津波堆積物約1.1千万トンが発生。
- 福島県を除く12道県※において、平成26年3月末までに、災害廃棄物及び津波堆積物の処理が完了。

※北海道、青森県、岩手県、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、静岡県、長野県



(a) 13道県(避難区域を除く)での災害廃棄物の搬入率、処理割合の推移



(b) 13道県(避難区域を除く)での津波堆積物の搬入率、処理割合の推移



# 福島県(避難区域を除く)における災害廃棄物等の処理進捗状況



H26.10.31 環境省

## (1) 災害廃棄物について(平成26年9月末現在)

- 福島県(内陸部を含む)全体で、39市町村のうち、32市町村で災害廃棄物の処理完了(推計量の89%を完了)。
- 沿岸5市町では、新地町といわき市で災害廃棄物の仮置場への搬入を完了し、処理も概ね完了。
- 沿岸5市町で、災害廃棄物の処理が約141万トン、86%完了。うち、これまでに処理を実施した災害廃棄物の再生処理量は、約115万トンで、その割合は81%。

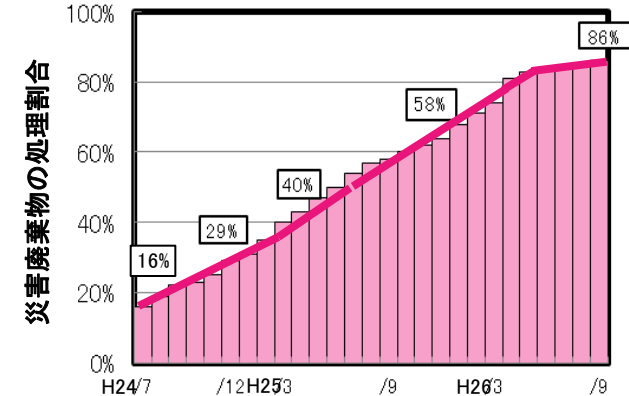


H24.6.21撮影



H26.9.29撮影

仮置場の解消事例(福島県いわき市)



福島県沿岸市町村の災害廃棄物の処理実績  
( )内は前月の数値 平成26年9月末現在

## (2) 津波堆積物について(平成26年9月末現在)

- 新地町、相馬市及びいわき市で、津波堆積物の仮置場への搬入が完了し、新地町では処理が完了。
- 沿岸5市町で、津波堆積物の処理が約97万トン、72%完了。うち、津波堆積物の再生処理量は、約92万トンで、その割合は94%。

## (3) 国の代行処理について

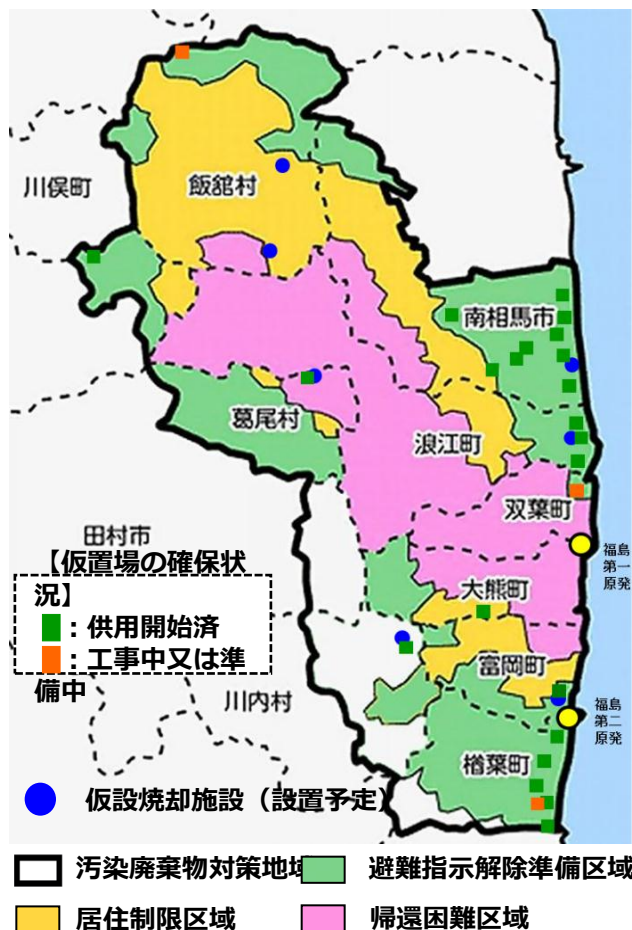
- 災害廃棄物処理特別措置法に基づき、4市町から災害廃棄物(可燃物)の代行処理の要請を受け、国が処理を実施中。
- 新地町:平成26年3月に仮設焼却炉(相馬市に設置)における可燃物の処理を完了。
  - 相馬市:平成26年3月末までに大部分が処理完了。残りの災害廃棄物について、市の除染廃棄物等と混合焼却中。
  - 広野町:仮設減容化処理施設の建設工事中。平成27年6月から処理開始予定。一般廃棄物処理施設設置について福島県相双地方振興局より許可(9月17日)。
  - 南相馬市:仮設焼却炉設置に向けて準備中。

	災害廃棄物等推計量(万トン)	災害廃棄物			津波堆積物			仮置場設置数
		推計量(万トン)	処理		推計量(万トン)	処理		
			量(万トン)	割合(%)		量(万トン)	割合(%)	
沿岸5市町	299	165	141 (140)	86 (85)	134	97 (94)	72 (70)	17 (18)
福島県全体	406	271	242 (241)	89 (89)	(沿岸5市町のみ)			21 (22)





# 国直轄による福島県の対策地域内廃棄物の処理進捗状況 (H26.10.31現在)



浪江町請戸地区仮置場での災害廃棄物等の搬入状況  
(平成26年10月)

対策地域内廃棄物処理計画（平成25年12月26日一部改定）に基づき、帰還の妨げとなる廃棄物の撤去と仮置場への搬入を優先して、災害廃棄物等の処理を実施中。

- 【帰還の妨げとなる廃棄物の仮置場への搬入状況】**
- 楡葉町、川内村及び大熊町の3町村で、帰還の妨げとなる廃棄物の仮置場への搬入を一通り完了(平成26年3月末)。
  - その他の市町村についても、目標に向けて帰還の妨げとなる廃棄物の早期撤去及び仮置場への搬入を実施中。

- 【仮置場の確保状況】**
- 当面必要な仮置場25箇所を確保し、うち、22箇所において供用開始済。
  - 残り3箇所については、工事中であり、搬入準備が整い次第、順次供用開始予定。
  - 仮置場における地下水放射能濃度、粉じん濃度、敷地境界空間線量率についての環境モニタリングデータを公表中。



双葉町中野地区における  
仮置場整備状況  
(平成26年10月)

**【仮設焼却施設の設置状況】**

稼働中	飯舘村(小宮地区)
建設工事中	川内村、富岡町、南相馬市、葛尾村、飯舘村(蕨平地区)、浪江町
地元調整中	楡葉町
処理方針検討中	大熊町、双葉町、川俣町



川内村における  
仮設焼却施設の建設状況  
(平成26年10月)

※田村市については既存の処理施設で処理中。



# 福島県内の指定廃棄物の処理の進め方



焼却・乾燥等の処理によって、指定廃棄物の減容化や性状の安定化を図る事業を進めている。福島県内で発生した指定廃棄物については、放射性セシウム濃度が8,000Bq/kgを超え10万Bq/kg以下のものは既存の管理型処分場(フクシマエコテック)、10万Bq/kgを超えるものは、中間貯蔵施設に搬入することとしている。

## 既存の管理型処分場(フクシマエコテック)に関するこれまでの対応経緯

- 平成25年12月 環境大臣及び復興大臣が、4町(双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町)及び福島県に対して、既存の管理型処分場(フクシマエコテック)の活用と中間貯蔵施設の設置について受け入れを要請。
- 平成26年2月 福島県知事から、中間貯蔵施設について双葉町・大熊町に集約する一方、楡葉町には固型化施設等関連施設(飛灰等をセメント固形化する施設)を配置する方向で計画案を見直すこと等を求める申入れ。
- 平成26年3月 環境大臣・復興大臣より、福島県知事からの申入れに対して、固型化施設等関連施設を楡葉町波倉地区に設置すること等を回答。

(富岡町)

- 平成26年2月3日、4月10日、5月23日 全員協議会で説明
- 平成26年6月8、14、15日 住民説明会で説明

(楡葉町)

- 平成26年4月18日 全員協議会で説明
- 平成26年4月19日、20日 住民説明会で説明

## 減容化事業の例

### 福島市堀河町終末処理場における下水污泥減容化事業

平成26年10月末をもって運転を終了。

### 福島県中浄化センター(郡山市)における下水污泥焼却事業

平成26年3月末日をもって、場内の指定廃棄物の焼却事業を終了。  
平成26年度以降は、福島県が8,000Bq/kg以下の焼却処理を継続。

### 福島県鮫川村における農林業系副産物等処理実証事業

平成26年3月から稼働中。

### 福島県飯舘村蕨平地区における可燃性廃棄物減容化事業

飯舘村と環境省が、飯舘村だけでなく、村外の5市町の汚染廃棄物を減容化する事業に着手することを平成25年10月に合意し、公表。平成26年3月に事業の契約を締結し、平成27年秋頃を目途に焼却開始予定。





# 関係5県における指定廃棄物の処理に関する動き



指定廃棄物:ごみ焼却灰、下水汚泥、浄水発生土、農林業系副産物等について、12都県で152,236トンが発生(平成26年9月30日現在)

## これまでの経緯

### (1)放射性物質汚染対処特措法(平成24年1月1日完全施行)

放射性セシウム濃度が8,000Bq/kgを超える焼却灰等の指定廃棄物は、国が処分。

### (2)特措法に基づく基本方針(平成23年11月11日閣議決定)

指定廃棄物の処理は、排出された都道府県内で行う。

### (3)指定廃棄物の今後の処理の方針(平成24年3月30日 環境省公表)

指定廃棄物が多量に発生し、保管がひっ迫している都道府県では、国が必要な処分場等を集約して設置。

### (4)処分場の候補地提示(平成24年9月)

栃木県及び茨城県において候補地を提示したが、地元の反発が強く、地元への説明は未実施。

## 新たな選定プロセス

- 平成25年2月25日、前政権下での指定廃棄物の最終処分場の候補地選定に係る取組について検証を行い、これまでの選定プロセスを大幅に見直すことについて公表

### ①市町村長会議の開催を通じた共通理解の醸成

- ・指定廃棄物処理に向けた共通理解の醸成。地域の実情に応じて考慮すべき具体的な事項についても、選定作業において十分配慮。

### ②専門家で構成される有識者会議による評価の実施

- ・施設の安全性の確保に関する考え方の議論。候補地の選定手順、評価項目・評価基準の議論

### ③候補地の安全性に関する詳細調査の実施

- ・候補地の安全性に関する詳細調査(ボーリング等による地盤、地質、地下水等)の実施、評価